



平成30年5月 相談件数

647件



(前月比: +91件)

(前年同月比: +120件)

掲載
内容

- 小学生向け夏休み講座開講
お金ってたいせつ?—お金のしくみと買い物—
- 契約 基本のき・ほ・ん
- クーリング・オフってなんだろう?
- 消費者被害注意報

小学生向け夏休み講座開講



自由研究にピッタリ!



お金って、たいせつ? —お金のしくみと買い物—

「買い物」を楽しく学び、より良い金銭感覚が身につけられる講座です。
その他、センター内の見学や、保護者向けおこづかい講座も実施します。

日時: 平成30年7月30日(月) 9:30~11:30
対象: 千葉市在住の小学校1~3年生(保護者同伴)
定員: 1学年につき20人(応募多数の場合抽選)
場所: 千葉市消費生活センター

**受講者大
募集中!**



申込方法: 電子申請(千葉市消費生活センターのホームページから)または郵送(往復はがき使用)でお申し込みください。7月12日(木)必着。
詳しくは、下記《申込方法》をご覧ください。



《申込方法》

- ① 電子申請
- ② 郵送 往復はがき(参加児童氏名(フリガナ)・学校名・学年・保護者の参加人数・住所・電話番号・返信用のあて名を明記)
申込締め切り 7月12日(木)

《はがきの郵送先・講座の開催場所》

〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-25-1
千葉市消費生活センター(左地図参照)

《アクセス》JR千葉駅北口から徒歩約8分

京成千葉線新千葉駅から徒歩約11分

《お問い合わせ先》043-207-3602(消費者教育班)



『契 約』のき・ほ・ん

皆さんは毎日様々な契約をして生活しています。
今号では、「契約」の基礎知識についてまとめてみました。

契約とは—

「契約」とは、「法的な責任が生じる約束」のことです。書面にする必要はなく、当事者双方の合意があれば口約束でも成立します。
お店で物を買う（売買契約）、電車・バスに乗る（運送契約）、洋服をクリーニングに出す（請負契約）なども全て「契約」です。
契約が成立すると、勝手に解消することはできません。契約をする前に、本当に必要かどうか、よく考えることが大切です。



こんなときは契約をやめられます

契約には法的な拘束力があるので、一度成立すると、どちらか一方の都合で勝手に解消することはできません。しかし、一定の状況下では契約を解消できる場合があります、主なケースは以下のとおりです。

○クーリング・オフが適用される契約の場合

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味で、訪問販売や電話勧誘販売等の特定の取引において、一定の期間内であれば、無条件に契約を解除できる制度です。[右ページで詳しくご説明します。](#)

○未成年者が親に無断で行った契約の場合

未成年者（20歳未満の者）が親権者の同意なしで契約した場合、契約を取り消すことができます。
ただし、おこづかいの範囲内で買い物した場合や、未成年者でも婚姻後に契約した場合（婚姻した場合は成年とみなされます）など、取り消せない場合があるので注意が必要です。
※民法改正に伴い、2022年4月からは原則として、未成年者は「18歳未満の者」となります。（2018.6.18現在）

○成年後見人制度を利用した場合

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方については、成年後見制度の利用により、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が代わりに契約を取り消すことができます。

○消費者契約法の適用により取り消しができる契約の場合

消費者契約法とは、消費者と事業者との間で交わされた契約について、消費者保護の観点から様々なルールを定めている法律です。この法律で、事業者により下記のような不適切な勧誘や不当な契約条項があった場合には、契約を取り消すことができます。

★重要事項でうそをついた ★不確定なことを断定して告げた ★消費者の不利益になることを故意に告げなかった ★「帰ってほしい」「帰りたい」という消費者の意思表示を無視した ★通常の分量等を著しく超える過量な内容の契約

クーリング・オフってなんだろう？

「クーリング・オフ」の名前は知っていても、内容をよく知らない、という方は多いのではないのでしょうか。ここでは、特定商取引法上のクーリング・オフについてご説明します。

クーリング・オフができる主な取引と期間

取 引 内 容	期 間
訪問販売 事業者が消費者の自宅等を訪問し、商品の販売等を行うもの キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む	8日間
電話勧誘販売 事業者が消費者に電話をかけて勧誘し、商品の販売等を行うもの	8日間
特定継続的役務提供 （5万円を超え、エステ・美容医療は1ヶ月、他は2ヶ月を超える契約が対象） エステック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療	8日間
訪問購入 事業者が消費者の自宅等を訪問し、消費者の物品を買い取るもの	8日間
連鎖販売取引 他の人を勧誘して販売員にすると収入が得られるなどと勧誘し、組織への加入料や商品の代金を負担させるもの（いわゆるマルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られるなどと勧誘し、その仕事に必要な代として商品等を販売するもの（内職商法、モニター商法）	20日間

- ※1 期間は、契約書（または申込書）を受け取った日を1日目（起算日）とします。
※2 3,000円未満の現金取引や、特定の商品・契約においては、上記の表に該当してもクーリング・オフが適用されない場合があります。

クーリング・オフの方法

- ・定められた期間内に、必ずはがきなどの**書面**で、「契約を解除する」旨を明記して販売会社宛てに通知します。クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも同様に通知します。
- ・送る前にははがきの**両面コピー**を取り、**特定記録郵便**や**簡易書留**など、記録の残る方法で送ります。



クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても契約解除できる場合があります。また、事業者の勧誘方法によっては、クーリング・オフ以外の方法で契約取り消しができる場合もありますので、困ったときは消費生活センターにご相談ください。
相談専用電話 043-207-3000（9：00～16：30 日祝除く）

消費者被害注意報 No. 77

「無料で排水管を点検します」点検商法に注意！

～在宅が多い高齢者の被害が報告されています～

事例 「無料で排水管の点検をします。」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「ひびが入っていて、排水が漏れている。交換しないと土台が腐ってしまう。」と言われた。

「通常60万円だが、今日契約すれば半額で工事を請け負う。」と急がされたため契約してしまった。



《相談員のアドバイス》

- ・「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- ・「今日契約すれば半額」などと言われても、その場で契約することは控えましょう。家族や周囲の人と相談する、他の業者から見積りを取る等、工事が本当に必要か、金額が適正かを冷静に判断する必要があります。
- ・排水管のほか、布団や浄水器、住宅設備（屋根、雨水ます等）の点検にも気をつけましょう。

見守りのポイント



- 突然見知らぬ業者が「〇〇を無料で点検する」と訪問した場合は、注意が必要です。
- 見慣れない業者が頻繁に出入りしている場合などは、次々と高額な契約を結んでいる可能性があります。周囲の人が声をかけ、話を聞いてみることも大切です。
- 契約後や工事完了後でもクーリング・オフができる場合があります。また、業者の勧誘方法によっては契約の取り消しができる場合もあります。消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く